

研究会及び配布資料等の公開について（案）

本研究会及び配布資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 研究会

委員間での率直かつ自由な意見交換を確保する観点から、原則として、会議は非公開とする。

2. 議事録及び配布資料

研究会の議事録については公開しない。ただし、議事要旨については、委員の了承を得た上で、公開する。

配布資料については、原則として公開する。ただし、資料の内容に、企業の営業機密を含む場合や資料提出者の了承が得られない場合等は、非公開にする。